

***** 目 次 *****

本ガイドブックの活用にあたって	 1
-----------------	---------

これからの特別支援学級	 2
-------------	---------

§ 1 特別支援学級の教育課程	 5
-----------------	---------

- ◆ 特別支援学級の教育課程の基本的な考え方
- ◆ 特別なニーズのある児童生徒に対する教育課程の編成
 - ー「何」をすべきか・するか、を考えるー
 - ・教育課程を編成する
 - ・特別の教育課程
 - ・知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更する場合
 - ・各教科等を合わせて指導を行うー指導の形態を工夫するー
 - ・編成の手順
- ◆ 自立活動の指導

§ 2 管理職の役割	21
------------	---------

- ◆ 学校全体で教育課程を編成する
- ◆ 特別支援学級担任のよき理解者になる
- ◆ 「説明責任（アカウンタビリティ）」と「合意形成」
- ◆ 管理職が担う役割
- ◆ 校長の「特別支援教育」一年間
 - ・年度始め
 - ・一学期／前期
 - ・9月以降
 - ・年度末に向けて
 - ・通年

§ 3 特別支援学級の教育課程編成の実際31

- ◆ 校内全体で特別支援学級の指導をしている中学校
- ◆ 多様な実態に応じた時間割の例示を行っている C 市
- ◆ 時間割の工夫
- ◆ 専門性の向上に向けた地域での連携した取組
- ◆ 就学前の情報の共有

§ 4 特別支援学級の運営上、おさえておきたいことー資料編ー39

- ◆ 就学の在り方
- ◆ 「交流及び共同学習」
- ◆ 中学校における進路指導
- ◆ キャリア教育
- ◆ 教職員の専門性向上
- ◆ 保護者に対する理解・啓発のための取組

○管理職にしかできないこと44

- ◆ 学校行事での配慮ー学校全体で取り組む特別支援教育の推進
- ◆ 特別支援学級の教室配置を工夫する
- ◆ 特別支援学級の授業に参加／参観してみる
- ◆ 教育委員会の指導主事は、ここが気になる

○参考になる資料・サイト46

コラム

1	教育課程とは	7
2	「特別的教育課程」の法的根拠.....	11
3	特別支援学校の教育課程.....	13
4	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科 一段階による内容構成ー	14
5	知的障害のある児童生徒の学習上の特性.....	15
6	特別支援学校（知的障害）の「生活」と、小学校の「生活」	16
7	実態把握は、以下の点において行われます.....	17
8	各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える.....	18
9	自立活動の目標.....	19
10	個別的教育支援計画と個別の指導計画.....	20
11	校長の責務.....	26

本ガイドブックの活用にあたって

■ ガイドブック作成の趣旨

共生社会の形成に向け、教育現場では、インクルーシブ教育システムの構築を推進することが求められています。インクルーシブ教育システムでは、すべての子どもができる限り同じ場で学ぶことを目指し、一人一人の子どもの特性を踏まえた十分な教育を提供することが前提となります。また、インクルーシブ教育システム構築には、特別支援教育を充実させることが重要です（中央教育審議会答申、2012）。

これを踏まえると、小・中学校に設置されている特別支援学級は、インクルーシブ教育システム構築に当たり、重要な役割を担うと考えられます。なぜなら、特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領を原則としながら児童生徒の実態に基づいて編成するからです。

本書は、こうした特別支援学級の教育課程を編成する際の参考となることを願って作成しました。特に管理職、あるいは市町村の指導主事が、特別支援学級の教育課程の編成に関して指導・助言する際の参考とされることを念頭に置いています。

■ ガイドブックの役割と活用の仕方

現在、特別支援学級担当者の約半数は、特別支援学級の経験年数が5年以下です。初めて特別支援学級担当者になった先生方の中には、特別支援学級の教育課程の特徴等、状況を十分把握する機会がないまま、前年度の教育課程を引き継いで編成している場合が見受けられます。そこで、このような先生方に対して、管理職が特別支援学級の特徴を説明し、特別支援学級担当者を応援する資料として、このガイドブックを活用いただきたいと考えています。

■ ガイドブックの構成

このガイドブックは、特別支援学級の教育課程の編成に関する考え方を示し、それに関連する管理職の役割や編成の実際等について4つの項に分け、「§1 特別支援学級の教育課程」「§2 管理職の役割」「§3 特別支援学級の教育課程編成の実際」「§4 特別支援学級の運営上、おさえておきたいことー資料編ー」から構成しています。どのセクションから読んでいただいても結構です。また、随所にあるコラムでは、法的根拠や用語解説等を簡潔に示しました。巻末には、関連サイトを記載しています。

どうぞご活用ください。

これからの特別支援学級

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。これは、平成 26 年 1 月に、「障害者の権利に関する条約」を、我が国が批准し、それに向けた法整備が進められてきたからです。

教育では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会）において、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしています。

■ 共生社会とは

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことであり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいいます。

■ インクルーシブ教育システムとは

「障害者の権利に関する条約（第 24 条）」によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みをいいます。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

インクルーシブ教育システムを構築していくには、校内の特別支援教育を推進することが重要です。そのために、学校全体の協力体制づくりを進め、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めることが必要です。小・中学校において、特別支援学級担当者は校内の特別支援教育を推進する上で、重要な担い手となることが期待されます。

「多様な学びの場」としての特別支援学級

児童生徒が学ぶ場としては、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「多様な学びの場」が用意されています。インクルーシブ教育システム構築にあたっては、それらを連続性のある「多様な学びの場」とするとともに、環境整備の充実を図っていくことが必要です。なぜならば、児童生徒がどこで学んだとしても、その能力を最大限伸ばせるようにすることが大切だからです。

そのためには、校長のリーダーシップの下、校内の支援体制を確立し、学校全体で対応することも必要です。

例えば、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習について、校内でねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要となります。

また、特別支援学級の教育課程について、校内の学級の一つとして、通常の学級と同様に学校全体で編成していく必要があります。指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要があります。

学校運営において、特別支援学級の位置づけを明確にしていくことが大切です。

